

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭を両立することができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日 ～ 平成25年3月31日

2. 内容

目標1：所定外労働時間を一人あたり年間100時間未満にする。

<対策>

平成23年4月～

- ・変形労働時間制を導入する
- ・月、職種、事業所別の年間所定外労働時間数を検証する

平成24年4月～

- ・データを分析し対策を実施する
- ・適正要員について引き続き検証分析する

目標2：年次有給休暇の取得数を年間平均5日以上にする。

<対策>

平成23年4月～

- ・年次有給休暇の消化率を検証する

平成24年4月～

- ・データを分析し対策を実施する
- ・次世代の教育、閑散期の取得奨励等、取得し易い環境を整える